

中小企業子育て支援助成金

従来より、都道府県労働局雇用均等室で支給されている「中小企業子育て支援助成金」を「中小企業両立支援助成金」の1コースとして支給することとしたものです。（※よって、従来の支給要件から変更はありません。）

《概要》

- 次の要件を満たした事業主に対する助成
 - ・ 常時雇用する労働者数が100人以下であること
 - ・ 平成18年4月1日以降に育児休業を終了した雇用保険被保険者が初めて出たこと
 - ・ 子の出生後6か月以上育児休業を取得した労働者を休業終了後、1年以上継続雇用したこと 等
- 支給額
 - 1人目：70万円
 - 2人目から5人目：50万円
- 支給対象期間
 - 平成23年9月30日までに育児休業を終了した者までを支給対象労働者とする

《留意点》

- 支給要件等については、上記以外にもあります。申請を検討されている事業主におかれては、早い段階で申請先（人事労務管理担当の部署が属する事業所の所在地を管轄する都道府県労働局雇用均等室）に必ず支給要件をお問い合わせください。